

児童手当 忘れずに現況届を 提出しましょう

〔提出日時〕
6月22日(水)・23日(木)
正午～午後7時

〔提出場所〕

役場第一会議室
(役場となり車庫2階)

〔その他〕

児童手当受給者は、毎年1回現況届の提出が義務づけられています。これは受給者の所得状況や児童の扶養状態などを確認するためのものです。

この現況届を提出しなければ、6月以降の児童手当が支給されません。

次により忘れずに提出してください。

児童手当を受給している保護者の皆様には、現況届の用紙を送付いたしますので、所定の事項を記入の上、提出してください。

なお、今年1月1日現在、小野町に住所のなかった方は、所得証明書の提出が必要となりますが、この証明書は以前の住所地で交付を受けてください。

児童手当の認定請求は お済みですか？

児童手当は現在、小学校第3学年修了前の児童(9歳到達後最初の3月31日までの児童)を対象に支給されています。

この手当では所定の手続き認定請求書の提出(をしなければ支給されません)ので、出生や転入の際はご注意ください。

問い合わせ
健康福祉課

☎ 72 6934

水道水水質検査 結果について

小野町では、毎月、水道水の水質検査を行っています。4月に実施した水質検査結果は、別表のとおりです。

問い合わせ
地域整備課

☎ 72 6936

公害防止協定締結 塩庭地内産廃処分場

4月28日、町と株式会社東北エス・イー・ティーは、塩庭一区代表者ら立ち会いのもと、産業廃棄物最終処分場に関する公害防止協定と、地元要望に関する覚書を締結しました。

公害防止協定は、最終処分場の操業による公害発生を未然に防止するだけでなく、町民の健康保護や周辺環境の保全などを目的としています。公害防止協定を締結したことにより、会社は営業活動を開始しました。

町は、昨年12月15日に県が会社の営業を許可したことを受け、塩庭一区での事業説明会や公害防止協定の説明会、現地視察などを開催してきました。

今後、町は会社に対し、法や公害防止協定、覚書などを守らせ、最終処分場を適正に運営するよう指導していきます。

問い合わせ
町民生活課

☎ 72 6933



(飯豊小学校児童)

児童手当は小学校3年生まで支給されます

別表 水質検査結果

検査項目	法令による水質基準	4月水質検査結果
一般細菌	100/ml以下	0/ml
大腸菌	検出しないこと	検出せず
塩化物イオン	200mg/l以下	7.7mg/l
有機物	5mg/l以下	0.50mg/l
pH値	5.8～8.6	7.0
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	1度未満
濁度	2度以下	0.5度未満

(※検査結果の数値は全て水質基準に適合しています。)